

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第248号)

平成15年5月23日

横情審答申第248号

平成15年5月23日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年1月9日教指第525号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市立吉原小学校における平成13年3月21日午後2時45分から開催された、職員の話し合いの記録」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「横浜市立吉原小学校における平成13年3月21日午後2時45分から開催された、職員の話し合いの記録」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市立吉原小学校における平成13年3月21日午後2時45分から開催された、職員の話し合いの記録」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対して、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成13年11月28日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件申立文書は、実施機関が異議申立人に対し、平成13年10月26日教指第425号により開示した「横浜市立吉原小学校の職員打ち合わせ記録簿」の平成13年3月21日実施分に記載された「・話し合い 2:45～3:45」の記載をもとに、開示請求されたものである。
- (2) この「職員の話し合い」は、朝の職員打ち合わせの時点では行う予定であったが、実際には実施されておらず、したがって、その記録も作成されていない。
- (3) よって、条例第2条第2項の行政文書は存在しないため、条例第10条第2項の規定に基づき、非開示とした。

4 異議申立人の非開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分は、違法不当である。
- (2) 平成13年3月21日午後教職員の話し合いが行われたことは、申立人が別に開示を受けた「職員打ち合わせ記録」（平成13年3月21日実施分）から明らかである。
- (3) 同年3月21日午前に行われたPTA実行委員会の席で、学校長から、「今日、午後

話し合いをもつ予定でいます」、「一応、一番大事な話し合いをすることにしてあるので、今までの長い5年間、5,6年間の経過の中で、PTAのあり方っていうのを問い直ししていますので」という発言があったことから、PTAについて話し合いが行われたことは明らかである。

- (4) 同年3月23日付けで校長から吉原小学校保護者にあてて文書が配布されているが、この内容からしても話し合いが行われたことは明らかである。
- (5) 話し合いが行われたにもかかわらず、その記録がないということは、常識的にはあり得ない。仮に記録がないのであれば、そのこと自体、記録責任者の怠慢であったか、学校長が意図的に記録をさせなかったと考えざるを得ない。
- (6) 申立人は、
、この職員話し合いの内容を知る権利があり、それを拒否されるのであれば、納得のいく説明を求めることは当然の権利であると考え

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、申立人が平成13年3月21日午後2時45分から開催されたと主張する横浜市立吉原小学校（以下「吉原小学校」という。）の職員の話し合い記録である。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 当審査会において、申立人が異議申立書の中で引用する「職員打ち合わせ記録簿」（平成13年3月21日分）の写しを確認したところ、校長がPTAの実行委員会に出席する予定であったこと、副校長は副校長会出席のため出張する予定であったこと及び午後2時45分から3時45分までの間に「話し合い（職員会議の残り）」を行う予定であったことが記録されている。

イ 次に、申立人が異議申立書に添付し、実施機関もその成立を認める「3月21日、PTA実行委員会記録一部（25/61）」には、PTAのあり方について前日から職員で話し合われており、3月21日午後引き続き話し合いが行われる予定であったことが校長の発言として記録されている。

ウ 同様に、申立人が異議申立書に添付した平成13年3月23日付け校長から吉原小学校保護者あての「説明会のご案内」には、同年3月30日（金）午後2時から吉原小学校体育館にてPTA活動に関する説明会が行われる予定であったこと等が記録されている。

エ 前記アからウまでのことから、申立人は、平成 13 年 3 月 21 日午後、P T A 活動に関して職員の話合いが行われ、当該話合いに係る記録として本件申立文書が作成されたと主張している。

オ これに対して、実施機関は、平成 13 年 3 月 21 日午後には職員の話合いは行っていないことから、本件申立文書を作成しておらず、保有もしていないと主張している。

そこで、当審査会では、P T A 活動に関する職員の話合いの開催の有無及び本件申立文書の存在について調査するため、平成 15 年 3 月 14 日に実施機関から事情聴取を行った。

それによると、実施機関の説明は、以下のとおりであった。

(ア) 吉原小学校では、原則として月水金の隔日の朝、全職員で打合せを行い、会議、出張の予定等について確認しており、その打合せの概略を「職員打ち合わせ記録簿」に職員が交代で記録している。

この打合せで確認された事項について、打合せ後に変更等があった場合においても、既に作成された「職員打ち合わせ記録簿」の記載は変更していない。

申立人が異議申立書の中で引用する「職員打ち合わせ記録」は、このようにして作成された職員打ち合わせ記録簿のうちの平成 13 年 3 月 21 日分である。

(イ) 職員で話合いが予定されていた平成 13 年 3 月 21 日午後は、午前中に出張し、帰校していた副校長が、パソコン導入に係る主任者としてネットワークケーブル敷設工事に立ち会っていた。

また、新学年を迎えるに当たって、いくつかの学年で、同一学年を担当する職員がクラス編成会議を開催しており、ある学年では、昼過ぎから暗くなるまで話し合っていた。

このような事情から、平成 13 年 3 月 21 日午後は、主要な構成員と考えられる副校長とある程度の人数の職員がそれぞれの職務に従事しており、職員の話合いに出席することはできなかった。

このような状況のもとで、「P T A のあり方」という議題について、職員の話合いは行われなかった。

(ウ) 平成 13 年 3 月 23 日付け「説明会のご案内」の書面の作成及び当該説明会の開催については、職員で話し合ったことはなく、校長の判断で行われた。

前日の 3 月 22 日に P T A 会長からしばらく P T A 活動を休止する旨の連絡を

もらった校長が、役員選出を目的としたPTA総会のために確保していた日程及び場所を、急きょ、説明会の予定に振り替えた。

こうして決定された説明会について保護者に周知するため、春休み前の最終登校日である3月23日の午前中に、校長が、急ぎワープロにて「説明会のご案内」を作成し、自ら必要部数を印刷し、同日、各教室に配布した。

カ 上記の実施機関の説明については、あながち不合理なものとは言えず、当審査会としては、平成13年3月21日午後2時45分から予定されていた職員の話合いが行われたとの確証を得ることはできなかった。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書は存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年1月9日	・ 諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成14年1月25日 (第262回審査会)	・ 諮問の報告
平成14年8月23日 (第276回審査会)	・ 部会で審議する旨決定
平成15年2月21日 (第7回第二部会)	・ 審議
平成15年3月14日 (第8回第二部会)	・ 実施機関から事情説明を聴取 ・ 審議
平成15年4月11日 (第9回第二部会)	・ 審議
平成15年4月25日 (第10回第二部会)	・ 審議